令和4年度社会福祉法人の指導監査（結果）について

[実施方針]

社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づく指導監査（一般監査）を実施。

（※監査方法は「実地監査」）

本年度の指導監査は、社会福祉法人制度改革を踏まえて見直された「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」を基準とし、また、前年度の監査結果等を踏まえ、一般監査における重点事項を次のとおり実施方針として定めて行った。

① 評議員等の選任手続が、定款の定めに従い行われているか。
② 評議員会・理事会で必要な決議がされているか。
③ 社会福祉法の改正に伴う規定等が適正に整備されているか。
④ 適正な会計処理が行われているか。
⑤ 文書が適正に整理、保存されているか。
⑥ 前回の指導事項の改善状況の確認

[対象法人数及び指摘件数]

●実施法人：11 法人/26 法人

（※12 法人の計画であったが、1 法人については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、令和 5 年度に延期）

●指摘件数

〇文書指摘　1 法人（1 件）

※指導監査ガイドラインの指摘基準（法令又は通知等の違反）に該当するもの

〇口頭指摘　11 法人（40 件）

※指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合

〇助　　言　11 法人（29 件）

※指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するもの

[指摘内容]

●文書指摘

≪法人運営≫

①（理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会）

⑴ 決議が適正に行われていない　＜共通＞

・「決議の省略」に係る同意書（確認書）の日付がないものが多数あり、適正な事務処理がなされていない（「決議があったものとみなされた日」の根拠に影響）

⑵ 議事録の作成、保存が適正に行われていない

＜理事会、評議員選任・解任委員会＞

・「決議の省略」に係る議事録が確認できない

（事務所に備え置き、閲覧の請求に応じられる態勢にない）

≪会計・経理≫

なし

●口頭指摘

≪法人運営≫

①（役員、理事会）

⑴　役員（理事と監事。以下同じ。）の選任手続が適正に行われていない

・必要な書面（履歴書、就任承諾書）の日付が不適切、表記が不適切

※再任において、確認の結果、既存の内容と変更がないときは、写しでも可

（余白に「変更がない旨」と「確認日」の記入要）

・「監事の選任に関する議案」を評議員会に提出するまでに、「在任する監事の過半数の同意」を得ていたことを証する書類が確認できない

⑵　理事会の招集が適正に行われていない

・新しい任期の役員による「理事長選定のための理事会」の招集通知を、評議員会の「新しい任期の役員の選任決議」を待たずに発している

※次の順序であるべき

①　評議員会で「新しい任期の役員の選任決議」を受ける

↓

②　①で選任された新しい任期の役員に対して、「理事長選定のための理事会」の招集通知

・「理事会の招集通知」について、提供すべき計算書類等が不足している

⑶　理事会への欠席について、国が「不適当とする基準」に該当する役員がいる

※基準…「２回以上続けての欠席」は役員として不適当であると判断

⑷　理事会の決議が適正に行われていない

・決議について、特別の利害関係を有する理事の存否を確認していない

⑸　理事長等の「理事会への職務執行状況の報告」が定款にのっとっていない

②（評議員、評議員会）

⑴　評議員の選任手続が適正に行われていない

・必要な書面（履歴書）の日付が不適切

※再任において、確認の結果、既存の内容と変更がないときは、写しでも可

（余白に「変更がない旨」と「確認日」の記入要）

・再任の者について、評議員選任・解任委員会による「選任決議」を受けていない

⑵　評議員会の招集が適正に行われていない

・評議員会の日時及び場所等が「理事会による招集決議」で定められていない

・「定時評議員会の招集通知」について、提供すべき計算書類等が不足している

⑶　評議員会の決議が適正に行われていない

・決議について、特別の利害関係を有する評議員の存否を確認していない

・役員の選任議案を一括決議している

⑷　評議員会の議事録の作成が適正に行われていない

・議事録署名人が定款にのっとっていない

・「議事録署名人」とは別に必要な「議事録作成者氏名」の記載がない

③（評議員選任・解任委員、評議員選任・解任委員会）

⑴　評議員選任・解任委員の選任手続が適正に行われていない

・必要な書面（履歴書、就任承諾書）の未徴取、日付が不適切、表記が不適切

※再任において、確認の結果、既存の内容と変更がないときは、写しでも可

（余白に「変更がない旨」と「確認日」の記入要）

・再任の者について、理事会による「選任決議」を受けていない

・理事が評議員選任・解任委員の職に就いている

⑵　評議員選任・解任委員会の招集が適正に行われていない

・委員会の日時及び場所等が「理事会による招集決議」で定められていない

⑶　評議員選任・解任委員会の議事録の作成が適正に行われていない

・議事録署名人が運営細則にのっとっていない

④（その他）

⑴　登記の変更手続が適正に行われていない

・理事長の変更登記（重任を含む。）について、期限までに登記が行われていない

・資産の総額の変更登記について、期限までに登記が行われていない

≪会計・経理≫

①（内部規程）

⑴　契約について、経理規程にのっとった事務処理がなされていない

・予定価格を定めずに契約を締結している

（「入札による契約」以外の契約形態（随意契約）においても必要）

・見積書を徴取した数が不足している

・契約書の作成が必要な額（100 万円超）のものについて、契約書を作成していない（その他、変更契約の未締結など）

②（その他）

・決算時作成書類（計算書類の附属明細書、財産目録）について、数値や表記が適切なものとなっていない

●助　言

≪法人運営≫

①（理事会）

・利益相反取引（※１）に関する手続（※２）について助言

（※１）法人と理事が行う取引で、互いの利益が相反するもの

（※２）例：取引後の理事会への報告

②（内部規程等）

・内部規程等が実態に即していない（所要の見直しや改正を助言）

≪会計・経理≫

・適正な勘定科目の使用について助言

・適正なサービス区分の使用について助言

（「法人本部」に係る経費）

・サービス区分間での資金の繰入れ・繰出しについて助言
（「当期末支払資金残高」がマイナス計上となっているものの解消）

・契約書の各種対応について助言
（印紙の貼付）

・寄附金品に係る書類（台帳）の整備について助言